

令和3年3月18日

中部管区行政評価局

幅広い年齢層の人々が利用する「道の駅」の 受動喫煙防止対策を徹底して欲しい ～行政苦情処理委員会の意見を踏まえたあっせん～

総務省中部管区行政評価局（局長：土屋 光弘^{つちや みつひろ}）では、当局が受け付けた以下の行政相談について、民間有識者で構成する当局の行政苦情処理委員会（座長：西 譲一郎^{にし じょういちろう} 元東海銀行副頭取）に諮り、その意見を踏まえて検討した結果、令和3年3月18日、国土交通省中部地方整備局に対し、東海4県の「道の駅」における受動喫煙防止に配慮した取組を推進するための措置を講ずることをあっせんしました。

《行政相談の要旨》（令和元年11月25日に岐阜行政監視行政相談センターで相談受付）

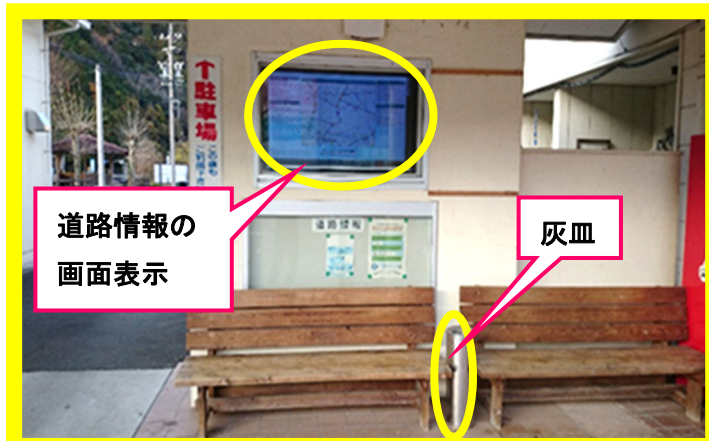
ドライブ中、トイレ利用のため、「道の駅」美濃白川（岐阜県加茂郡白川町）に立ち寄った。駐車場からトイレに向かったが、その通路の途中に喫煙場所（灰皿、ベンチ）が設置されていたため、そこを通過する際、受動喫煙の被害を受けてしまった。

当該喫煙場所の後背壁面には道路情報の画面表示があるが、喫煙場所に近いため、非喫煙者はサービスの利用を躊躇するのではないかと感じた。

「道の駅」は、子どもを含む幅広い年齢層の人々が利用する公共施設であるので、受動喫煙防止対策を徹底してほしい。



行政相談箇所



喫煙場所（拡大）

今回の「道の駅」に係る行政相談の取扱いについては、類似の状況が他の「道の駅」においても生じている可能性がある想定されることから、当局の行政苦情処理委員会に付議し、広くその解決を図ることとした。

《あっせん内容》

「道の駅」利用者の健康増進の観点から、「道の駅」における受動喫煙防止に配慮した取組みを推進するため、中部地方整備局は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 管轄区域内の「道の駅」のうち、自ら設置した情報提供施設等に係る受動喫煙防止対策状況を定期的に点検し、改善等が必要と認められる箇所については管理を行う市町村等に措置を促すこと。
- ② また、今回、改善が必要と認められ管理を行う市町村等が自主的に講じた改善事例を管轄区域内の「道の駅」設置者等に情報提供し、同様の点検及び対策の推進を促すこと。



総務省行政相談マスコット
「キクーン」

【連絡先】

総務省中部管区行政評価局 総務行政相談部

担 当：首席行政相談官 つのがい 角皆
行政相談官 ふじい 藤井

電 話：052-972-7416

F A X：052-972-7419

《制度の概要》

(1)「道の駅」について

「道の駅」は、設置者である市町村等からの登録申請に基づき、国土交通省（道路局長）が登録する。登録内容に変更（軽微なものを除く）が生じた場合は、登録者は遅滞なく同省（道路局長）に届け出なければならないとされている。

「道の駅」には、設置者が単独ですべての施設を整備・管理する「単独型」と、設置者が地域振興施設を整備・管理し、道路管理者が駐車場、便所など施設を整備・管理する「一体型」の二つの類型がある。同省地方整備局は、国直轄である国道沿線の「道の駅」の一部において、道路管理者として直轄国道一体型「道の駅」の整備・管理に参画している。

(2)「道の駅」における受動喫煙防止対策について

「健康増進法」（平成 14 年法律第 103 号）第 27 条第 1 項では、特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならないとされている。

※ 「特定施設」とは、健康増進法において、多数の者が利用する施設等と定義されている。特定施設のうち、学校、病院、行政機関の庁舎等と、これら以外の施設によって受動喫煙を防止するための措置内容は異なっている。

《調査概要》

(1) 調査対象

当局管内のうち、東海 4 県（愛知、岐阜、静岡及び三重各県）で登録されている「道の駅」は 116 駅あり、今回、令和 2 年 1 月から 2 月にかけて、図表 2 のとおり中部地方整備局が整備・管理に参画している直轄国道一体型「道の駅」の中から 17 駅（以下「調査対象駅」という。）を任意抽出して実地調査を行った。

図表 2 東海 4 県の「道の駅」登録数（令和 2 年 3 月 13 日時点）及び調査対象駅数

区分	「道の駅」登録数	左記のうち直轄国道一体型「道の駅」数	調査対象駅数
愛知県	17	5	5
岐阜県	56	10	6
静岡県	25	8	3
三重県	18	5	3
合 計	116	28	17

（注）当局作成資料



(2) 調査結果

実地調査の結果、調査対象駅における受動喫煙防止対策について、図表 3 のとおり、①受動喫煙のおそれがある箇所に喫煙場所が設置されているものが 8 事例、②喫煙場所が設置されているものの、喫煙場所の表示がないものが 9 事例みられた（事例の重複有り。）。

なお、これらの当局が把握した 17 事例については、下記参考事例のように、「道の駅」を管理する市町等により自主的に改善されている。

図表 3 調査結果一覧

道の駅名	所在地		受動喫煙のおそれがある箇所に喫煙場所が設置	喫煙場所が設置されているものの喫煙場所の表示なし	改善状況
どんぐりの里いなぶ	愛知県	豊田市	—	—	—
筆柿の里・幸田		幸田町	—	該当あり	改善済み
にしお岡ノ山		西尾市	—	該当あり	改善済み
藤川宿		岡崎市	—	該当あり	改善済み
とよはし		豊橋市	該当あり	—	改善済み
美並	岐阜県	郡上市	—	—	—
美濃白川		白川町	該当あり	該当あり	改善済み
ロック・ガーデン ひちそう		七宗町	該当あり	該当あり	改善済み
月見の里南濃		海津市	該当あり	—	改善済み
美濃にわか茶屋		美濃市	該当あり	該当あり	改善済み
可児ッテ「CANITTE」		可児市	該当あり	該当あり	改善済み
掛川	静岡県	掛川市	該当あり	該当あり	改善済み
潮見坂		湖西市	—	—	—
伊豆月ヶ瀬		伊豆市	—	—	—
紀宝町ウミガメ公園	三重県	紀宝町	該当あり	該当あり	改善済み
関宿	重慶県	亀山市	—	—	—
津かわげ		津市	—	—	—
17 駅			8 駅	9 駅	

(注) 1 当局作成資料

2 調査は令和 2 年 1 月から 2 月にかけて実施

参考事例

① 受動喫煙のおそれがある箇所に喫煙場所が設置されている事例

○ 「道の駅」美濃白川（岐阜県加茂郡白川町）

- ・道路情報案内ディスプレイ（情報提供施設）の前面に喫煙場所が設置されており、当該場所付近で喫煙が行われた場合、利用者の受動喫煙が生じるおそれがある。

※ 当該事例は②にも該当。

調査時現況の喫煙場所（令和2年2月3日）



町による改善措置状況等

喫煙場所を移動



新設された喫煙場所



②喫煙場所が設置されているものの、喫煙場所の表示がない事例

○ 「道の駅」美濃にわか茶屋（岐阜県美濃市）

- ・ 喫煙場所の表示がないため、喫煙場所であることが認識しにくい。
- ・ トイレへの通路に喫煙場所が設置されており、当該場所付近で喫煙が行われた場合、利用者の受動喫煙が生じるおそれがある。

※ 当該事例は、①にも該当

調査時現況の喫煙場所（令和2年2月5日）



市による改善措置状況等

喫煙場所を移動



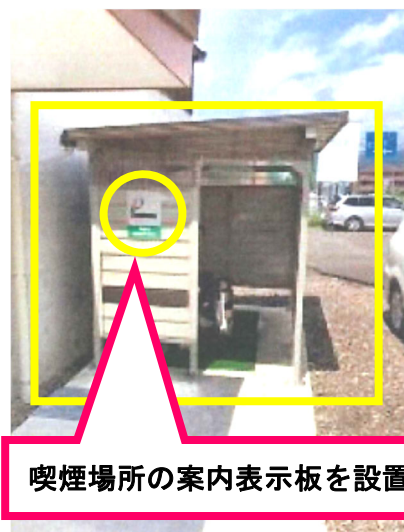
灰皿を撤去

喫煙場所への案内
表示板を設置

喫煙場所への案内
表示板を設置



新設された喫煙場所



喫煙場所の案内表示板を設置

《総務省の行政相談によるあっせんについて》

- 総務省の行政相談は、広く国の行政全般について国民からの苦情や意見、要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決・実現を図る制度
- 総務省の行政相談に基づく対象行政機関へのあっせんは、行政への苦情としての問題提起を受け、行政の実情を把握して苦情の解決を促進しつつ行政の適正な運用が図られることを目的として実施

（参考）中部管区行政評価局行政苦情処理委員会

行政相談事案の処理等に当たり民間有識者の意見を反映させることにより、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民的立場に立った行政苦情救済活動を効果的に推進することを目的として設置しているもの。

中部管区行政評価局行政苦情処理委員会の構成員は次のとおり（令和３年３月１日現在）

（座長）

西 讓一郎（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社社友（元東海銀行副頭取））

（委員）

稲垣 隆司（岐阜薬科大学学長（元愛知県副知事））

栗本 幸子（元（財）あいち男女共同参画財団理事長）

島田 佳幸（（株）中日新聞社論説主幹）

諏訪 一夫（名古屋市立大学大学院経済学研究科特任教授（元名古屋市総務局長））

中村 正典（弁護士（元愛知県弁護士会会長））